

# どこに相談すればいいの？

## ◆区市町村などの相談窓口◆

名 称	事 業 内 容
●福祉の相談総合窓口 福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホームへの入所、ホームヘルパー等の派遣など高齢者福祉についての相談。</li> <li>・障がい児・者～身体障がい者の手帳の交付、その他相談など（区・市によっては区市役所の福祉主管課が窓口の場合あり）。</li> <li>・保育所・母子生活支援施設・授産施設への入所。母子福祉資金の貸付。</li> <li>・生活に困窮している人の相談、生活保護の実施</li> </ul>
保健所・保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者～健康相談、保健指導、40歳以上を対象とした健康審査など。</li> <li>・障がい児・者～精神保健福祉・難病対策などの保健指導健康相談など。</li> <li>・子ども～未熟児等の保健相談・指導、妊産婦や乳幼児の健康審査、発育相談など。</li> </ul>
福祉サービス 総合支援事業相談窓口	<p>福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力不十分な人々の権利擁護相談、青年貢献制度の利用相談などに一体的に応じる。 判断能力が不十分な人々及び要支援・要介護高齢者、身体障がい者に対する福祉サービスの利用援助を行う。</p>
●高齢者の相談窓口 地域包括支援センター	<p>介護高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者やその家族を総合的に支援する。介護予防のケアマネジメント、高齢者や家族に対する相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業を行っている。</p>
●障がい者・子どもの相談窓口 心身・精神・知的障害相談 児童相談所 子ども家庭支援センター	<p>心身、精神、知的の各障がい者相談業務を行っている各窓口を紹介。</p> <p>児童福祉法に基づき児童（0歳から18歳未満）の福祉の窓口として東京都が設置している。養育・しつけ・発達などさまざまな相談、調査、治療、指導などを行っている（児童相談所）。</p> <p>子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じる総合相談窓口。子ども家庭総合ケースマネジメント事業、地域組織化（子育てサークルボランティアの育成等）、要支援家庭サポート事業、在宅サービス基盤整備事業などを実施している。（子ども家庭支援センター）</p>
●医療保険・年金の相談窓口	<p>社会保険制度の各種制度にかんする相談窓口として、健康保険、厚生年金保険の事務をおこなっている社会保険事務所。</p> <p>年金（厚生年金、国民年金）の専用相談窓口としての年金相談センターを紹介。</p>
●民間団体の相談窓口 社会福祉協議会	<p>住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体。</p> <p>社会福祉事業への住民参加のための支援、在宅福祉サービス提供、各種相談、ボランティア活動の推進など、さまざまな地域福祉活動・事業を行っています。</p>